

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

〔 主な実施機関
県（全部局）、市町、防災関係機関 〕

1 原状復旧

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。
- (2) 県、市町及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の執行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うものとする。
- (4) 県は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請するものとする。
- (5) 県は、地震による地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (6) 県又は市町は、指定区間外の国道、県道または自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (7) 市町は、市町長が管理を行う一級河川または二級河川以外の河川で市町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (8) 県及び市町は、災害が発生した場合において、一級河川若しくは二級河川又は市町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画的復興

- (1) 県及び市町は、大規模な震災により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基

づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

- (2) 県及び市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、地震・津波に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 県及び市町は、津波に強いまちづくりに当たっては、必要に応じて、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビルを含む。）等、避難路などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とするものとする。
- (4) 県及び市町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備の取り組みを推進するものとする。
- (5) 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
- (6) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度震災の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努めるものとする。

〔 主な実施機関
県（全部局）、市町、香川県広域水道企業団 〕

1 災害復旧事業の種別

県及び市町は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

①河川 ②海岸 ③砂防設備 ④林地荒廃防止施設 ⑤地すべり防止施設
⑥急傾斜地崩壊防止施設 ⑦道路 ⑧港湾 ⑨漁港 ⑩水道 ⑪下水道 ⑫公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 公営住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立医療施設災害復旧事業計画

(7) 公立学校施設災害復旧事業計画

(8) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

県及び市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

3 激甚災害の指定

県は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにするものとする。

市町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関

県（広聴広報課、税務課、危機管理課、くらし安全安心課、森林・林業政策課、保健福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農政課、水産課、住宅課）、市町、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、四国行政評価支局、日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会

1 生活相談・情報提供

- （１） 県及び市町は、四国行政評価支局が行う特別行政相談所の開設などの特別行政相談活動や、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関等と連携、共同して相談業務を行う。
- （２） 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- （３） 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災証明・罹災証明書の交付

（１） 早期交付のための体制確立

市町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

なお、県及び市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

（２） 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

(3) 体制確立に向けた平時の取組み等

市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、市町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。

3 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市町の条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、必要に応じ、市町に助言及び助成を行う。

5 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市町社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付を行う。

6 被災者生活再建支援金の支給

県及び市町は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。(支援金の支給は、都道府県からの委託先である(公財)都道府県センターが行う。)

7 税の減免及び納税の猶予等

国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

8 国民健康保険料等の減免等

市町は、被災した国民健康保険等の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険料等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

9 応急金融対策

(1) 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(2) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じるものとする。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

(3) 非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社等を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・ 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。
- ・ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常間外の営業についても配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

10 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

- ① 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講

じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

- ② 県は、公共職業安定所と連携し、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を把握するとともに、職業相談、職業紹介を実施し、早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- ① 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- ② 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

(4) 未払賃金の立替払事業の運営

労働基準監督署は、災害によりやむなく事業活動の停止に至った中小企業事業主において賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金の立替払事業について、迅速に処理する。

(5) 被災労働者に対する迅速・適正な労災補償の実施

労働基準監督署は、労働者の所属事業場や医療機関が被災し、一時休業した等により労災請求の各種証明を受けることが困難な場合においても、迅速・適正な労災補償を実施する。

なお、本災害により被災した場合、業務上もしくは通勤上と判断された事案は、迅速・適正な労災補償を実施する。

11 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

12 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

(1) 生活関連物資の供給状況及び価格動向の調査・監視及び情報提供

県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。また、必要に応じて業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。

これにより得られた情報は、適宜、広報誌等を通じて県民に提供する。

(2) 関係機関との連携

県は、関係部局、市町との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行うとともに、他の都道府県に対しても情報提供、本県への必要物資の集中出荷等の要請を行う。

(3) 生活関連物資に関する緊急措置

県は、県民生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。

(4) 国に対する協力要請

県は、経済秩序が全国的に混乱し、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合には、国に対して緊急措置の実施の要請を行う。

13 被災中小企業者の復興支援

- (1) 県及び市町は、あらかじめ商工会・商工会議所と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

14 被災農林漁業者の復興支援

県は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき融資等が受けられるよう必要な措置を講じる。

また、農林水産業共済団体に対して、補償業務の迅速、適正化を図るとともに早期に共済金の支払いができるよう指導する。

15 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

県及び市町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

[参考資料]

- 2-127 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書
- 17-8 被災者生活再建支援金制度の概要

第4節 義援金等受入配分計画

県及び市町は、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

〔 主な実施機関
県（保健福祉総務課）、市町、日本赤十字社香川県支部 〕

1 義援金等の受付及び保管

県は、県に寄託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金の受付を行い、義援物資については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。また、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援物資ごとの受け入れ希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関等を通じて当該リストと配分先を公表する。なお、需給状況に応じ、リストは逐次改定を行う。併せて、義援物資の送付にあたっては、被災地のニーズに応じた物資であること、梱包時に品名を明示し、円滑な仕分けに配慮した方法とするよう周知するものとする。

市町は、義援金・義援物資の受入体制を確立しておくものとする。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等

県は、受け付けた義援金の市町に対する配分を義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。また、義援物資について、市町に対する配分を決定し、市町の指定する場所まで輸送し市町に引き渡すものとする。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の市町に対する配分を、配分委員会で決定する。

市町は、県等から送付された義援金・義援物資を関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。

3 義援金の募集

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、募集方法、募集期間等を定めて実施するものとする。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあつては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあつては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。

[参考資料]

17－ 9 義援金・義援物資の受入・配分マニュアル